

第1回 府中市公契約条例の在り方等検討委員会

[日 時] 令和6年11月7日(木) 午前10時～午前11時20分

[場 所] 府中市役所 おもや 4階 第2特別会議室

[出席者] 委 員 (名簿順・敬称略)

上條 弘次、西野 史子(自己紹介までオンライン参加)、
濱本 絵美、岩上 智之、中村 聡介、菅原 信吾、三浦 眞二郎
高野律雄市長

事務局

石川総務管理部長、石堂契約課長、上野契約課長補佐、
鈴木工事契約係長、松本主任、高森主任

[会議経過]

- 1 委嘱状の伝達 各委員に委嘱状を交付。
- 2 市長挨拶 高野市長より挨拶。
- 3 自己紹介 (委員・事務局)
- 4 委員長及び副委員長の選出
委員長に上條委員、副委員長に濱本委員が選出された。
- 5 諮 問 高野市長より委員会へ諮問がされた。

- 6 会議の公開について
事務局より、府中市情報公開条例の規定に基づき本委員会の会議の公開及び会議録の公表について説明。委員長が事務局の説明を受け各委員に意見を求めたところ、会議を公開することとなった。

- 7 議題
 - (1) 公契約条例の概要
 - (2) 他の自治体における制定状況
 - (3) 本市のこれまでの動き
 - (4) 事業者向けアンケートの実施結果について

(委員長)

それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題の7で、(1)公契約条例の概要から、今おっしゃったように、4つまとめて(4)まで、事業者アンケートの実施についてまで一まとめということですので、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは、次第を資料に沿って御説明いたします。次第の2ページを御覧ください。まず、(1)公契約条例の概要でございますが、ア、公契約とは、府中市などの自治体が発注者となる、工事請負契約、業務委託契約、指定管理協定等を指します。イ、公契約条例とは、適正な労働条件の確保、公共サービスの品質の向上、地域経済の活性化などを目的に、公契約に係る基本方針、労働報酬下限額などを定めた条例です。条例には、条例の対象となる契約の範囲(金額、業種等)や、受注者が行うべきこと(報告書の提出、条例内容の周知等)、条例に違反した場合の対応などが定められています。資料1-3を御覧ください。参考に、直近で制定された文京区の公契約条例を記載しています。

ただ、この検討委員会では、条例の形にして答申をするのではなく、どのような内容が適しているかを検討していただき、その内容を答申していただくこととなります。条例については、法務担当課で決められた形にする必要があるため、そのような流れを考えております。資料1-3の2ページを御覧ください。文京区については、第六条の適用範囲を見ますと、「工事又は製造の請負契約で、その予定価格が一億円以上のもの、それ以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が一千万円以上のものであって、規則で定めるもの、指定管理協定」が適用範囲となっております。

また、第七条の労働者等の労働報酬で、労働報酬下限額を設けることを定め、第九条では、公契約において約定する事項を定めています。5ページにその内容の記載がございますが、労働関係法令の遵守や労働者等との契約条件、労働報酬に係る受注者の連帯責任などについて公契約に約定することとしています。このほか、労働者等の申出に関することや、労働報酬下限額を調査し審議し答申するための審議会の設置などについて規定しています。

では、次第の2ページにお戻りください。中段部分ですが、公契約条例は、大きく「理念型」と「賃金条項型」に分けられます。理念型は賃金規定がなく、公契約に関する基本的な理念や考え方、発注者・受注者双方の責務などを規定するものです。賃金条項型には賃金規定があり、条例が適用される契約案件において、従事する労働者に受注者が支払うべき賃金の下限額を規定するものです。下の図は、公契約条例の目指すもののイメージで、府中市が適正な条件での発注を行い、事業者が適正な労働環境の確保を行うことで、労働者は労働意

欲の向上、そして、事業者にとっては優秀な人材の確保をしやすくなり、ひいては、サービスの品質向上、地域経済の活性化などにつながっていくことを目指しています。次第の3ページを御覧ください。

次に、(2)他の自治体における制定状況でございますが、都内の制定状況といたしましては、公契約条例自体を制定しているのは14区3市で、理念型は葛飾区のみ、賃金条項型は記載の13区3市という状況でございます。なお、本市では、都内の大半の自治体が採用している状況を踏まえ、労働報酬下限額を設けることを想定しております。

次に、(3)本市におけるこれまでの動きでございますが、令和3年6月に、府中市における公契約条例の制定についての陳情が市議会に提出され、全会一致で採択されました。そして、令和6年1月には、府中市長選挙にて現市長が「公契約条例を制定し市内事業者の振興と労働条件の向上を図る」を公約の一つに掲げ、当選をいたしました。次第の4ページを御覧ください。

最後に、(4)事業者向けアンケートの実施結果につきまして、資料1-4を御覧ください。本アンケートにつきましては、令和4年2月10日から3月9日まで実施したものでございまして、調査対象は、工事業者、委託事業者、それらの従事者に御協力をいただきました。公契約条例制定の必要性については、「分からない」という答えがいずれも半数程度となりましたが、「必要である」と「必要はない」を比較しますと、いずれの対象者でも「必要である」という回答が多数という状況になっております。説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。以上、説明いただきました。皆さん、御意見、御質問あれば御自由に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

御説明ありがとうございます。今、我々も連合として今日を迎えるに当たり、勉強してきた内容も踏まえて、お話をさせていただきたいと思っております。

先ほど御説明いただいた文京区の条例というのが、実は、連合東京にいわせると、最新型の公契約条例になっているという話を聞いております。ですので、これをベースにするというところは、府中市の公契約条例が、より最新、よりよいものというところのベースとしては、いいものかなと考えております。

あと、もう一つ、最後に、アンケートの結果のところ、「分からない」ということが多いというところも、実は気にしております。分からないまま進めると、結局皆さんで共通認識が得られないままになってしまい、それはそれでもったいないところがございますので、少なくともこの委員会の中では、公契約条例の理解をしっかりと深めた上で、どうあるべきかを議論していきたいと考えております。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

(委員)

では質問いたします。この公契約条例、文京区のほうを全部きちんと読んでいるわけではないのですが、この最低賃金というか、賃金の下限の設定というのは、国で定めた最低賃金とは別のもので考えていくものなのでしょうか。

それが一つと、あと、その時期については、いつそういうのができるのか決まっているものなのか。例えば、国が最低賃金を決めるのが大体、上がったたりするのが10月で、春の3月とか4月ではないですね、途中でそれが大幅に上がるとか、そんなに上がらないとかという場合なんかは変動型にするのでしょうか。その辺りについては、文京区はどのようになっているのでしょうか。

(委員長)

只今の質問に関して、事務局から何か御説明はありますか。

(事務局)

労働報酬下限額の設定に当たり、最低賃金は、特に委託部門での参考にされている例が多いと捉えております。そのうえで、労働報酬下限額はこの条例の中で決めるのではなくて、市の方針を示す審議会、第三者機関を設置して、そこで毎年、今の最低賃金等を考慮して、来年度はこの金額にしましょうというのを決めるというような仕組みで行っている自治体が大半でございます。今、申し上げた第三者機関には、本日お越しいただいている事業者の代表の方、労働者の代表の方、学識の方が入られて決めていっているというような状況になっていると捉えておりますので、本市においても、そのような仕組みにしておくことを一つの姿として考えております。

したがって、条例ができた後、その条例を基にした審議会で改めて労働報酬下限額を審議したうえで、一定の時間を置いて規制的なものがスタートすることになると考えております。

(委員長)

ありがとうございます。よろしいですか。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(委員長)

金額は時期によって動くので、それに合わせた決め方になると思います。そういった金額をどうするかも含めて、今回の審議に御意見いただく形になるうかと思っております。ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

(委員)

今の御説明の中で、議題なら2ページの公契約の目指すもののイメージと

いうところで、「事業者」という記載がありますが、建築業の皆さんの中には、一人親方のような方もいらっしゃると思います。この一人親方についても、これからの議論になると思いますが、想定の中に入っているという認識、対象に入れた想定で進んでいくのかという点を確認させていただきたいと思います。

(委員長)

事務局、何か御説明ありますか。

(事務局)

議論の入り口としては狭めることなくやっていきたいと考えております。そのため、こちらが最初に提示する形としては、一人親方も含まれた形での御提示をしたうえでと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。フリーランス新法もできましたので、労働者の意義というのでしょうか、そこも含めて皆さんから御意見をいただく形になるのではないかと議長の立場では思っております。

そのような認識で皆さんよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

(委員長)

ほかに御質問等ありますでしょうか。では私から質問いたします。

ほかの市の動向が幾つかありますけども、同じように今、動いている市がどれぐらいあるかなど、そういった最新の情報は何かありますか。答申の時期も含めて今後のスケジュールを考えたいので、ほかの市の動向を分かる範囲で教えていただければと思います。

(事務局)

区部については把握しておらず、申し訳ございません。多摩地域につきましては、現在、立川市と三鷹市が府中市と同じペースで進んでいて、ほぼ同時期にできる可能性が高いと捉えております。あと、もう一市、理念型で検討しているという市があるということを聞いています。

(委員長)

ありがとうございます。他市と比べるわけではありませんが、動向を見ながらというのもありますので、情報を常に捉えておいていただきたいと思います。

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。それでは、今後、議論が進んでいくと思いますので、現時点ではこの件に関しての御質問は終わりにしたいと思います。

- (5) 府中市の入札・契約制度
- (6) 入札契約に関する状況

(委員長)

続きまして、府中市の入札制度についてです。入札・契約制度及び(6)、入札契約に関する状況について御説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

次第の4ページを御覧ください。(5)府中市の入札・契約制度でございますが、入札の方法として、主に「指名競争入札」「工事希望型指名競争入札」「条件付一般競争入札」「随意契約」の4つがあります。設定金額が130万円以上の工事については、契約内容に適合した履行を確保するため、「最低制限価格制度」及び「低入札価格調査制度」を適用されています。

また、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するための総合評価方式も実施しています。実施に当たっては、工事品質の確保を図るとともに、労働環境の向上にもつながるような評価内容を取り入れています。資料1-5を御覧ください。契約方法については、業種により異なり、随意契約(見積合せ)は、工事請負で130万円以下、委託で50万円以下、物品購入で80万円以下、賃貸借で40万円以下となっています。指名競争入札は、工事請負で130万円超500万円未満、委託で50万円超、物品購入で80万円超、賃貸借で40万円超となっています。工事希望型指名競争入札は、工事請負のみで500万円超5,000万円未満となっています。条件付一般競争入札は、工事請負で5,000万円以上、物品購入で5,000万円以上となっています。契約件数の推移は下の表のとおりで、過去5年間では全体で1,700件から1,900件程度となっています。

続きまして、資料1-6を御覧ください。最低制限価格制度・低入札価格調査制度の資料です。工事の競争入札は、予定価格130万円以上の案件に最低制限価格制度を適用します。総合評価方式を採用する案件及び予定価格1億5,000万円以上の案件は、低入札価格調査制度を適用します。工事の最低制限価格と低入札価格調査制度の調査基準価格は、次の数式のとおり算出し、適用率は75%から92%の範囲で設定します。低入札価格調査制度における失格基準については、調査基準価格の95%となります。

続いて、工事以外の競争入札については、予定価格50万円以上の競争入札の案件で、次のとおり最低制限価格を設定します。施設修繕は予定価格の75%から92%、物品修繕は予定価格の60%から80%、それ以外は予定価格の60%から80%となっています。

続いて、最低制限価格を設定しない案件については、物品買入契約、賃貸借

契約、運搬業務、会場設営業務、検査業務、工事監理となっており、高度な技術を要しない単純な調査業務、履行期間が単発的なもの、人件費比重の低いものも設定しない場合があります。

次に、次第の4ページを御覧ください。(6)入札契約に関する状況でございます。資料1-7を御覧ください。契約金額別件数を直近3年度分記載しております。最頻値といたしましては、工事請負契約は1,000万円から5,000万円未満、そのほかは1,000万円未満が、いずれの年度でも最頻値となっております。多くの自治体の公契約条例では、工事・委託について一定額以上の契約を対象としているところがございます。なお、公契約条例は、人件費割合の高い契約に対して適用するものでございますので、物品や賃貸借については対象外となります。右上の表は、参考として、工事請負契約の直近5年度分の件数と平均落札率を示しております。

続きまして、資料1-8を御覧ください。こちらは、先行自治体が労働報酬下限額等を設定の対象にしている傾向にある委託で、清掃、警備、受付・案内、草刈・樹木管理、給食調理・配膳、廃棄物等収集運搬について、報告ごとに契約金額別件数をお示ししております。なお、事前送付した資料から、清掃の項目の件数に変更がございます。清掃ではない案件が件数に数えられていたため、修正するものでございます。資料1-7、1-8を通じまして、幾ら以上を労働報酬下限額等の設定の対象とするか、また、どの業種を対象とするかについては、次回以降、具体的な検討の中で御議論いただければと考えております。説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。以上、御説明いただきましたが、御意見、御質問あれば御発言をいただければと思います。

(委員)

冒頭の御説明の中で、公契約とは、工事請負、委託、指定管理協定等を示しますという御説明をいただいている中で、この表の中で指定管理については記載がないと思うのですが、集計はしていないというところで合っていますでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおり、今回は指定管理についての資料は記載がございません。次回以降お示しさせていただければと思います。

(委員長)

よろしく願いいたします。ほかに御質問ありますでしょうか。

(委員)

今後、下限額を定めた後、どの業種を対象とするかを検討していくというお

話だったのですが、もし他市での、実例みたいなものがあれば比較がしやすいのかなと思っておりまして、特に三多摩地区の情報がもし入手できるのであれば、お願いしたいなと思っています。以上です。

(委員長)

今後の検討課題の中で資料を、ということだと思いますけれども、現時点で何か御説明や補足ありますでしょうか。

(事務局)

委員がおっしゃったとおり、今後、具体的な検討の際には、本市として、一般的・標準的な姿を示しつつ、他の自治体の事例も併せて御提示させていただければと考えております。ただ、多摩地域は3自治体しか制定していないので、23区の情報を中心に御提出させていただくかと思っておりますので、ご了承ください。

(委員)

承知いたしました。ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございます。今後の検討に当たっては、なるべく資料が多いほうがよいので、事務局さんへ御負担かもしれませんが、いろいろお願いするかもしれません。よろしく願いいたします。

(委員)

今のお話で、実は、多摩市が三多摩地域の少ない市の中の公契約条例を導入している一つなのですが、実は、非常に先進的に導入した市として、我々連合としては捉えております。その導入の議論の際、実際、最終的に、今、動いているのとは別にして、導入の段階では、総額の50%ぐらいが対象になるようにというところで議論を始めたと聞いております。

たしかに、対象がより多いほうが効果を発揮しやすいですが、闇雲に拡大してしまうと、結局、事務処理が大変になって破綻をしてしまうというところで、スモールスタートで進めるうえで、その辺りが妥当ではないかというところで帰結したというように聞いておりますので、ここで共有させていただきます。

(委員長)

参考になる情報をありがとうございます。今後、具体的なときに、さらにその辺りの情報を頂くなり、調べていただく形になろうかと思っておりますので、ぜひ参考にしたいと思っております。よろしく願いいたします。ほかにございますか。

(委員)

契約の委託のところに関してなんですが、この表を拝見しますと、契約金額1,000万円未満の委託契約が非常に多いように拝見しております。当然、多種多様にわたる業務内容ということは理解しておりますが、今後どこまで

労働報酬下限額の対象とするかという議論において、ある程度この1,000万円未満、非常に件数が多いところの契約内容が分かるような資料がもしあれば、次回の委員会の中でお示しいただければと思っております。というのも、80%を超える委託の契約件数割合が1,000万円未満というところでは、金額だけで非常に分けづらい部分もあるのかなと思っておりますので、もし可能であればお願いしたいのと、あと、業種を検討するに当たっては、何か府中市でと他市で違う特色があるだとか、特に給食調理・配膳のところに関しては、各学校ではなく、恐らく一括でどちらかの事業者さんが請けていらっしゃるのかなと思いますので、何かそういった内容がもし分かれば、ぜひお示しいただきたいと思っております。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。具体的な議論に入る部分もありますけど、現時点で何か補足やこの点というような事務局から御説明があればお願いいたします。

(事務局)

委託の関係ですが、資料はこちらで御用意できる内容と考えております。他の自治体の事例を見ると、労働報酬下限額を適用する際の金額の下限で、1,000万もしくは2,000万というところを設定している自治体が多いと捉えておりますので、まずは、その辺りを参考に御提示させていただきたいと思っております。委託に関しましては、ほかに勘案する要素としては、単発のものではなくて、年間を通じたものであるかとか、人件費の割合が高いかとか、そういったところが、他の自治体の事例では、視点として捉えられております。

(委員長)

いろいろありがとうございます。今言ったように、具体的な話になったときに、御資料をお願いする形になろうかなと思っておりますので、その点、御協力、皆さんにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ほかに御質問はありますか。

(委員)

資料の中で、資料1-6、最低制限価格制度・低入札価格調査制度ということで、工事の競争入札に関しては細かく項目が、直工費ですとか、仮設費が何%とか出てはいるのですが、そのほかの委託に関しては、こういう項目とか、設計の出し方や詳細はないのでしょうか。

(事務局)

委託についての最低制限価格ですが、工事については、このような項目というのは、皆さん共通で持たれているところになります。ただ、委託に関しましては、見積書を拝見するところ、共通した項目として特段このようにやらなければならないというルールはないものですから、この経費に対して何%という

ような、数式は持ちあわせておりません。工事以外の競争入札のところに書いてある「上記以外」のところが委託になります。予定価格の60%から80%の範囲で本市では定めております。以上でございます。

(委員長)

何か追加で質問等がありますか。

(委員)

曖昧というか、アバウト過ぎると思っていて、標準の基準が出ていないから表記しないということで、出せば、逆に言えば、それが標準だと捉えるものなのではないでしょうか。これは共通だという基準が出ていれば設定する、出ていないから設定しないということなのではないでしょうか。建設業者とかが出しているのでしょうか。

(委員長)

これは、入札の制度の問題で、建築業等は細かい基準とか算出基準があるけれども、委託業というのは必ずしも建築業等と違って、細かい業種ごとによっていろいろ算定が違うので、標準の基準がちゃんとある分野なのか、そうでないのかの違いだというように理解しておりますけれども、それに対して事務局さん、何か補足で説明があればお願いいたします。

(事務局)

委員長おっしゃるとおりでございます。建設工事の関係につきましては、個別の単価が、国や東京都において定められたものがございます。公の機関としましては、基本的にはその単価をベースに、まずは積算をしたうえで発注をするということになりますので、細かい積上げでの積算が自治体内部で可能ということになります。その積み上げたものに対して、最低制限なり調査基準価格を設けるということになります。

一方で、委託につきましては、基本的には、公定価格と言えばいいのか、細かい単価のようなものが定まっていないところがございますので、市としても予定価格を決めるに当たっては、単価の積上げではなくて、具体的に事業者の皆様から見積りを複数頂く中で、妥当なところで予定価格を定めているということになりますので、積上げではないということになります。そのうえで、ダンピング防止的な意味合いで、一定率以下については最低制限価格を設定するものがあるということでございます。

(委員長)

ありがとうございます。入札価格の積算は、分野によって違うようですので、今後具体的な話になったときに、もう少し説明が必要であれば、資料も含めて御説明いただく形になろうかと思っております。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(委員長)

今後、御協力いただきたいと思います。ほかに御質問ありますでしょうか。

(委員)

もう一つ。この条例を取り入れている市や区の自治体は、これを取り入れたことによって、実際どのような効果が上がっているだとか、そういった資料はあるのでしょうか。例えば、こういうものが向上したと見られるだとか、ただ設定しました、はい、終わりじゃないと、さっきおっしゃいましたけれども、これを取り入れたことによってどんな効果があったのかとか、市がどういうふうに活性化したとか、そういった目標を設定するうえで必要になるのではないかと思います。他の区や市はどんな効果が得られているのかというのは公開されているのでしょうか。

(事務局)

その点、私も気になるところで、先行自治体に聞いていますけれども、率直なところ、目に見えて、これのせいでこれがというのが、私のほうで聞き取りをする限りでは、語れる状況にはなっていないと捉えております。

そもそも最終的な目指すものが、地域経済の活性化とか、サービス品質向上とか、この辺りについては公契約条例以外の複数の要素が絡むところもあって、公契約条例のせいだと言い切るのも難しいところがあるでしょうし、労働報酬下限額につきましても、労務単価は年々上がっている状況がありますので、公契約条例のせいでその上がり幅がより上がっているとか、そういう見立てもなかなか分析がしづらいのではないかと思います。

ただ、そのうえで私が各自自治体の話を受け止める限りは、そういう短期的な部分もありますけれども、もう一つ、長期的な視点というのもあるのかなというところで、様々な工事にしろ、業務にしろ、将来的にいろんな分野で担い手が不足するということが語られていますので、担い手を確保して、適正なサービスを提供できる状況を将来にわたりつくっていくと。そのための一手法としてやっているというところがあるのかなと。ですので、短期的なものもあるけれど、長期的な視点もあるのだろうというように、私のほうでは捉えているところでございます。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

今のお話を聞いて、資料1-4のアンケートですが、半分が「分からない」になっているので、まず、公契約条例が何ぞやという人が大半なのだろうとい

うところで言うと、今回新しく制定したとしても、知らない人が多いままだと、確かに効果は上がらないだろうと思うので、何かしらの市民の方々や事業者様に向けての周知啓発というのは、併せて両輪で考えていくべきと思いましたので、共有させていただきました。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

我々建設業の人間と、公契約条例の件でいろいろ話が、最近、話題に上がることが多くて、話していると、やっぱりおっしゃっていたように、分からないというのが本音のところ。公契約条例というのは何か聞いたことはあるけれども、理念とか、やりたいことは分かるけれども、実際どういうことをやればいいのかというのが非常に不明確なところが多くて、それで、分からないがゆえに、我々受注者としては拒否反応というか、やったことがないから分からない、だから、ちょっとやりたくないというのが、話をしていると、建設業の方々の実際のところの意見なのかなというところが実態としてありますので、本当にこのアンケートのとおり、分からない人が大半なのかなというのが率直なところであります。ですので、今後、理念とか、そういったところは何となくおぼろげながら分かるけれども、実際、じゃあ、我々何をしていけばいいのかというところは、これから具体的に話し合っていくべきところですが、そういったところも我々事業者に何か伝わるような方式、方法をやっていけば、我々事業者はある程度すんなり受け入れていくのかなと思います。こういうところ、傍聴するということもありますけれども、いきなり公契約条例をやるよということではなくて、徐々にいろいろなところから浸透していければいいかな。私も含めて、そういったところでやっていきたいなと思っています。

(委員長)

ありがとうございます。公契約自体、このように条例をつくるのがまだ始まったばかりの部分が多いので、御議論することで皆さんに周知させていただくことと、議論した後も、こちらが答申した後も、どうしてほしいということも含めて、答申の中に入れることも不可能ではないと思いますので、それも含めて皆さんで広く議論をしていただきたいと思います。ほかに御意見、御質問ありますか。

(委員)

初歩的な質問ですけれども、資料1-6の最低制限価格を設定しない案件というのがあって、物品買入契約ですとか、工事の監理ですとか、これは本当に最低制限価格を全く設けていない、例えば、1万円とかでも落札してしまうような案件なのでしょうか。

そうになってしまうと、それをよしとすると、公契約条例となかなか合致して
いかないのかなと思ったものですから。

(委員長)

御説明等、何かありますか。

(事務局)

最低制限価格を設けるというのは、法の中でできるという規定になってい
ますので、必要に応じ設定するということになっております。

そのうえで、最低制限価格を設けることができるのは、請負の契約というの
が法の定めになっていまして、今、例えば、事例で挙げられた工事監理の委託
ですと、請負に当てはまらないから、そもそも最低制限価格の対象にならない
というのもございます。最低制限価格を設けないものについては、おっしゃる
ように、1円でも1万円でも落札をすることはあり得るということになります。
ただ、そのような通常では考え難い数字が入ってきた場合は、事業者を確認を
取ったうえで採用の可否の決定をしているところでございます。

(委員長)

ありがとうございます。契約課のほうでチェックされていると聞きますし、
入札等の監視委員会などもありますので、個別の事案に関しては、それぞれ対
応していただけるというようには思っております。

ただ、制度としてこういう制度がありますという御説明ですので、それを踏
まえて、そうやってもできることがあればということで、御意見、今後いただ
く形になろうかと思えます。ほかに御意見等ありますか。

(委員)

先ほど効果というお話あって、本当ごもつともなアンケートですね。

実は、多摩市が事業者向けにアンケートを実施していて、公開されている情
報が手元にあるので、ざっくりお話をさせていただきます。

まず一つが、「事業が公契約の案件となったことで、業務に従事する者の適
正な労働条件の確保、労働者の生活の安定に結びつく成果がありましたか」と
いうところで、「成果があった」が35%、「今は見えないが、今後成果が見
られる」が41%ということで、前向きな回答が70%ぐらいありますと。次
に、「工事・業務の質が向上につながりましたか」が、「つながった」が15%、
「今後つながると見える」が57%。これも80%近くがそのように前向きな
回答をしている。

あと、「公契約条例の施行によって地域社会の活性化につながったと感じら
れますか」、こちら「見られる」が24%、「今後見られるであろう」が3
9%というところで、多摩市の例を取り上げると、このようなアンケート結果
が出ていると。母数が少ないので、内容の信頼性というところはあるのかなと

と思いますが、このような事例があったというところだけは御紹介させていただきます。

(委員長)

具体的な御指摘ありがとうございます。こういったもの、理念的なものとして、中長期的なものや短期的な効果があること、両方あると思います。今回のもどちらかというと、抽象的な中長期的な理念のものだと思いますけど、それがどう発揮するかも含めて議論の中で、あるいは、ここの分はなるべく近いところで効果が聞きたいから、こういう規定入れたいとか、その辺も含めての御議論になるかと思っておりますので、その辺は今後の議論の中でどんどん御意見いただければと思います。ほかに御意見や御質問はありますか。今日は初回なので、抽象的な部分の説明と、具体的な今後入っていく話の中での深まっていく部分があると思いますので、適宜議論の場、必ずありますので、御自由に発言いただくようお願いしたいと思います。今日の今までのところでの御説明で、まとめて質問も含めてありますでしょうか。

(7) 今後の進め方・条例制定までのスケジュール

(委員長)

それでは、今後の進め方・条例制定までのスケジュールについて、御説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、次第の5ページを御覧ください。

(7) 今後の進め方・条例制定までのスケジュールでございますが、今年度は日程調整をさせていただきましたとおり、今回のほか、12月23日月曜日、3月27日木曜日で、3回の検討委員会の開催を予定しております。令和7年度につきましては、9月までの間に3回検討委員会を開催し、9月に答申をいただき、12月にパブリックコメントを実施、そして、令和8年3月の市議会に条例案を提出することを想定しております。その想定でいきますと、令和8年度4月から労働報酬下限額や事業者会の報告などの周知・準備期間を設けることが必要な部分以外についての条例の一部施行、制度周知を行い、10月以降に条例の全施行を目指してまいりたいと考えております。下の表は、検討委員会の実施予定内容です。1回目、今回は記載のとおりでございます。2回目から5回目に具体的な検討を進めてまいります。基本方針、条例の対象契約、対象金額範囲、条例の適用労働者、労働報酬下限額、報告、検査、是正の求め等について御検討いただきたいと思います。そして、6回目で、ま

った答申案と制定後の運用について御確認いただいてまいります。説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。スケジュール等に関して御説明いただきましたけれども、御質問や御意見ありますでしょうか。答申としたら、令和7年の9月ですけど、あつという間だと思うので、会議を重ねるかと思いますが、御協力いただきたいと思います。スケジュール的には特に問題ないでしょうか。

(委員)

質問よろしいでしょうか。実際に答申を書くところまでを9月ということですよ。そうすると、最終的に最後の9月は、答申の内容を精査して、フィックスさせると考えておけばよろしいですか。

(事務局)

現在のスケジュールの中では、そのようにさせていただいておりますが、皆様の任期は10月14日までになっておりますので、遅くともそれまでの間に答申できればよいと考えております。

確かに9月の開催時期が、上旬なのか、中旬なのか、下旬なのかによって変わると思いますので、スケジュールを調整していく中で決めさせていただければと思います。以上でございます。

(委員長)

1年近くかかる話だと思っておりますので。ほかにスケジュール等に関して御質問や御意見ありますか。委員会が進んでいく中で、どうしても議論が必要であれば、回数を増やすとか柔軟な対応をお願いすることになろうかと思っておりますけれども、一応スケジュールとしては、6回目までに答申をとということを念頭に置いて進めたいと思っております。よろしく願いいたします。ここまでの議題の中で特に振り返って御質問等よろしいでしょうか。

8. その他

(委員長)

それでは、最後に、その他について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

(次回の委員会に関する案内)

次回：令和6年12月23日月曜日 午後2時 会場未定

(委員長)

ありがとうございます。約1時間以上にわたって議論ありがとうございました。それでは、本日の会議はここで散会とすることにいたします。お疲れさまでした。